

起因物、事故の型：その他の木材加工用機械 - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	13～14	現場でボルトを通す穴をドリルで開けていたとき、とめてあったビスが斜めに刺さっていたのでドライバーで抜こうとしたところ、ピットの山が潰れていて抜けないので鉄工キリを使って開けようとし、その途中にキリがビスにかんでドリルで跳ばされ、腕が捻られた。	67	30202	—
1	9～10	自社工場内においてボール盤にて木作業中、左手で木屑を払おうとしたところ、機械の刃に手袋が巻き込まれ、左第2指、第3指を負傷した。	65	10409	1～9
1	8～9	ドライヤーアンローダーから方転コンベアに向かうところにあるロールの交換作業をしていた。ロール両端のボルトをはずして交換しようとした際、ロールが転がり落ちて、左手の薬指を挟んだ。	30	10402	100～299
1	16～17	工場内において、モルダ機を使用して木材を加工している際、ローラー部稼働中のままローラー部にたまった木材端材（ゴミ）の除去作業をしている時に、左手をローラー部に挟み負傷した。	61	10409	1～9
1	17～18	工場ですプレスマシンに材料（板）を入れていたとき、焦り過ぎていたため確認を怠り、右手を挟んでしまった。	48	10409	1～9
2	11～12	箸の原形生産をするデバイダーのオペレーターをしていた。（キャタピラコンベアは動いている。）キャタピラの台にセットしたコア（材料）がキャタピラの端に乗り上げ、それを直そうと右手を伸ばしたところ手袋が引っ掛かり押さえ板とコアに挟まれた。	53	10409	10～29
3	11～12	工場内において、横型の特殊プレス機で木製品のエッチ貼り作業を行っている際に、材料をセットし押さええている状態の時に誤ってプレスのスイッ	39	10409	30～

		手を足の一部で押してしまったため、両手の指先をはさみ負傷した。			49
3	9~10	木製パネルに電動ドリルで穴を開ける作業中、パネル側面から穴を開けようとしたが、節に当たったので、慌てて停止レバーを戻してドリルをパネルから抜こうとした。その際、ドリルの回転が止まっていない状態で抜いたため、ドリル本体が揺れたので落とさないようグリップをつかみ、右手薬指をドリルにぶつけて負傷した。	57	10409	50 ~ 99
3	15~16	木材加工工場において、被災者は長さ4m・末口12cmの厚木を丸棒削機で製材加工を行っていた際、機械を通った製品（4m直径10cm）がローラコンベアで停滞していたので、荷台に製品を移動させようとしていた時、次に機械を通ってきた製品との間に挟まれ、右手小指を負傷した。	57	10401	1~ 9
4	10~ 11	資材置場で工具のメンテナンス中に、電動工具（ハンマードリル）に、ゴム手袋が巻き込まれ負傷した。その後、職場の従業員を迎えに行く途中に耐えられないほどの痛みとなった。	24	30309	1~ 9
4	11~ 12	1階の工場で木地に溝加工をする取手のサンプルを作ろうとしていた。ルーターマシンの台に木をセットして、回転している刃物を作動させた時に手で固定して木をずらそうとした際、刃物にひっぱられて指を切ってしまった。ルーターマシンは刃物が固定されていて上より下に動かして溝加工するが、右から左へ移動中の事故である。	51	10501	1~ 9
4	17~ 18	ウッド工場内の回転プレスロールコーター設備機械の清掃作業中、セレクトスイッチを停止せずに作業を進めていた為シャフトに右手袋（右手）が巻き込まれ右腕手首から肘までの骨を骨折した。	22	10409	50 ~ 99
5	13~ 14	会社構内にある、おが粉製造機械の上部シュートに木片が詰まり、手を差し伸べ取り除こうとした際に、誤操作により、材押さえ部分に左上腕を挟まれた。	58	10401	10 ~ 29
5	10~ 11	伐採した樹木を粉碎機を使用し粉碎する作業中、粉碎した木屑が粉碎機排出口に詰まったため、排出口を清掃しようと右手を排出口に入れた時、粉碎機回転翼に右手を挟まれた。なお、粉碎機は弊社がレンタルし、現場に持ち込んだ物を使用していた。	24	30109	10 ~ 29

6	14～ 15	派遣先工場内で木材をカットする加工作業を行っている際、機械に木材をセットして、固定する為に固定用のボタンを押した時、自らの手を引くのが遅れてしまい、機械の固定部分と木材の間に、左手の中指を挟んでしまった。	34	170101	10 ～ 29
6	9～ 10	使用する木枠（60cm×3m程度）を立てて、電動ドリルで穴を開けながら金物を取り付ける作業を二人組で行っていた。周囲で電動ノコを使用して声が聞こえず、木枠の裏側で押さえていた被災者の右手まで巻き込んでしまい、受傷したものである。	56	30201	50 ～ 99
7	13～ 14	当社作業場で折箱に使用する合板作業機械を取り扱い中、こぼれた糊を拭き取る作業中、右手がローラーに挟まれて、負傷した。	50	10409	30 ～ 49
7	14～ 15	工場内において、ダボ打ち機を使い、木材（10cm四方）の加工中、同材に左手を添えて木材を押さえるためワークボタンを押したとき、下降してきたクランプと木材の間に誤って左示指を挟んでしまい負傷した。	34	10402	10 ～ 29
7	15～ 16	自社工場において、木材を加工する作業中に、機械のゴムローラーと木材の間に右手中指が挟まれて負傷した。	39	10503	1～ 9
7	16～ 17	製材工場ライン内のチップパー工程（木材粉碎機）で作業中、木屑搬送用ベルトコンベアーに木屑が挟まったので取り除こうとしたが、ベルトコンベアーを停止せずに素手で取り除こうとしたため、ベルトコンベアーに右前腕を巻き込まれた。	26	10401	10 ～ 29
7	13～ 14	製材工場内にて、2m横バンドソーで作業中、背板リターンデッキのチェーンがレールから脱線した。その際、チェーンを稼働したままトラブルを処理しようとしたため、チェーンと sprocket の間に右手薬指を巻き込み、爪の根元から切断した。	23	10401	50 ～ 99
9	13～ 14	製材機械に木材が引っかかり、それを解除しようとして、機械のスイッチをオフにしたが完全に機械が止まる前に手を出してしまい、回転していたローラーと木材の間に左手中指を挟んでしまった。	58	10409	10 ～ 29

9	5~6	早朝から投入作業中、被災者（実習生）実習生の3名で横架材4000番の掃除作業を始めた。通常通り投入作業者が投入側掃除を終え、五軸加工機付近の掃除まで手伝い、40分後に終了。再稼動のため投入作業者が投入側に戻って運転信号を出したところ、五軸加工機から実習生の叫ぶ声が聞こえ、見に行くと被災者がB軸の機械部と支柱の間に挟まれていた。救出後、被災者の意識がなかったため、救急車を要請し病院へ搬送した。	30	10401	100 ~ 299
9	9~10	1尺と6尺フロー基材の塗装ラインで段取り替え中に、基材の表面研磨をするドラムサンダーのペーパーを交換し清掃をしようとし、サンダーの停止ボタンを押し停止させた。ペーパーを外しエアガンで清掃する為に、今度は起動ボタンを押してペーパーが無いままドラムを回転させた。30cm位ノズルの付いたエアガンでドラムのゴミを飛ばそうとドラムに近づけた時に、回転していたドラムにエアガンの先端が接触しそのまま右手にエアガンを持ったまま、ドラムと押さえロールの間に巻き込まれた。	46	10409	30 ~ 49
10	10~11	休憩後、工場内で材料の、のり付作業を始めるため、のり付機の準備を1人でしていた時、ゴムローラーに小さなゴミがついているのを見つけ、ローラーの回転スイッチを入れたままの状態、右手親指の爪でゴミをとろうとして、指先をローラーに巻き込まれた。すぐ非常停止のロープで、ローラーの回転を止めたが、右手親指がローラーに挟まった。近くに来た別の工員が気づき、すぐにローラーをひろげて、親指を抜いてはずした。骨折はしていなかったが、右手親指先が圧迫により損傷した。	20	10501	10 ~ 29
11	14~15	工場内にて測量杭の製作作業中、機械に杭が詰まってしまい機械が停止した。詰まった杭を取り除いたが別の箇所にも杭が詰まっており、機械が動かなかったため別の詰まっていた箇所の杭を取り除いたところ杭と機械のレーン部分の間に指を挟んでしまい受傷した。	54	10401	10 ~ 29
11	14~15	材料の片付け作業で移動する為、倉庫にて廃材・材料等（180cm×120cm）をトラックに積み込みをしている時キャリアから左足を踏み外し、トラックのキャリアから落ちて、あおりに腹部を強打して負傷した。	38	10409	10 ~ 29

11	10~ 11	会社敷地内において薪割り機を使用して作業中に、薪を機械にセットする側と機械のスイッチを押して動かす側の安全確認がお互いに不十分だったために機械を動かした結果、薪と機械の間に右手を挟み小指及び薬指を負傷した。	71	10901	10 ~ 29
11	16~ 17	倉庫1階プレス機作業場にてソフトトレイをプレス機に投入していた際、足場（高さ26cmのパレット）から右足を踏み外しバランスを崩して右腹部をプレス機本体に強打する。診断の結果、右肋骨にヒビが入っていた。	44	10409	300 ~ 499
11	8~9	工場内において、リングバーカー（皮はぎ機）の始動前の点検時に、縦送りローラーにオイルを注入していて、足を近づけ過ぎたのでローラーに巻き込まれて、負傷した。	52	10401	10 ~ 29
12	11~12	本社工場内に於いて丸棒の先端を細くする作業中に発生した。作業はΦ22×600の木製丸棒を鉛筆削りと同じ原理で先端を細くする作業で、具体的には丸棒を両手で掴み先端を回転刃物に押し入れテーパ状にする物である。事故の様子は、先ず作業中に回転刃物内で丸棒が割れ、その為に掴んでいた丸棒が引き抜けず、装着していたゴム手袋が手と丸棒に密着して丸棒を放すことができず、その事で手が強い回転トルクを受け右手小指・薬指が損傷に至った。	37	10409	10 ~ 29
12	13~14	プレカット工場の柱加工機で、ローディング先端の材をつかむ箇所への滑り止めのゴムが剥がれていたため、ビニールテープで補強していたが、テープの先端が剥がれ、下端センサーに反応したため、テープの先端を切ろうと手を入れた際、非常停止等の措置を取らなかったため、ローディングが前進した。その際、右手を上挙げたがローディング先端上部に右手指が掛かり、ローディングの前進方向に持って行かれ、右腕が支柱とローディングの間に挟まれて負傷した。	37	10401	50 ~ 99
12	11~12	自社営業所の工場内において、鋸くずの製造を行っていた。大型鋸くず機械の作動中に、機械に近寄って清掃作業をしてしまったため、ベルトコンベアーを動かすローラーとゴムキャタピラとの間に、右手先部分から肘の手前部分まで挟まれ、数分間挟まれたまま手の甲の部分が摩擦されてし	52	10409	1~ 9

まった状態である。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html